

平成 18 年 7 月 27 日
近畿 財務局

株式会社イレブン（貸金業登録業者）の業務停止について

当局登録貸金業者である 株式会社イレブン については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴収を行った結果、下記の事実が認められた。

近畿財務局は、本日、同社に対して、貸金業規制法第 36 条第 9 号〔出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項に該当〕の規定に基づき、平成 18 年 8 月 7 日から同年 9 月 15 日までの間、全店について、業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）を停止することを命じた。

記

同社は、出資法第 5 条第 2 項に規定する割合による利息（出資法の上限金利）での貸付けにおいて、同条第 7 項に規定する利息とみなされる金銭（振込手数料、保証料等）を受領し、また、同条第 5 項に規定する交付額（保証料等を天引した金額）を元本額として利息を計算していないことから、出資法の上限金利を超える割合による利息を受領し、又は受領する契約を締結していた。

（参考）

株式会社イレブンの概要

1. 商号 株式会社イレブン
2. 代表者 鄭 真順（こう まこと）
3. 登録番号 近畿財務局長（8）第 00257 号（平成 17 年 7 月 31 日）
4. 所在地 本社 京都市南区西九条東御幸田町 23 番地 2
5. 店舗数 2
京都府（本社）
青森県（青森支店）
6. 役員・重要な使用人 5 名

問い合わせ先

近畿財務局理財部
金融監督第 3 課 今川、砂田、谷口
06-6949-6371